

平成 20 年 4 月から

後期高齢者医療制度がはじまります。

現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。

現在、75 歳以上の人や一定の障害のある 65 歳以上の人には、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入しながら、老人保健制度による医療を受けていますが、平成 20 年の 4 月からは、それらの医療保険を脱退し、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営する新たな医療保険制度「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けていただくことになります。また、平成 20 年 4 月以降に 75 歳になる人は、75 歳の誕生日からこの医療保険に加入することになります。

「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」において、後期高齢者医療保険料の算出方法が下記のとおり決定しました。



後期高齢者医療保険料

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、患者が自己負担する 1 割（現役並み所得者は 3 割）を除いた分を公費（国、都道府県、市町村）で約 5 割を負担、現役世代からの支援で約 4 割を負担し、残りの 1 割を 75 歳以上（一定の障害のある人は 65 歳以上）の高齢者の皆さんが納める保険料で負担します。

なお、保険料は、2 年ごとに鹿児島県後期高齢者医療広域連合で定めます。

公費 約 5 割（国、都道府県、市町村）	現役世代からの支援 約 4 割	後期高齢者の保険料 1 割
----------------------	-----------------	---------------

保険料は、個人単位で計算されます。

$$\text{保険料} \times 1 = \text{均等割額} \times 2 + \text{所得割額}$$

45,900 円

前年中の合計所得金額から基礎控除 (33 万円) した後の金額 × 所得割率
8.63%

※ 1 保険料の賦課限度額は年 50 万円となります。

※ 2 所得の低い人は、保険料の均等割額が世帯の所得に応じて、7 割・5 割・2 割軽減されます。

7 割軽減	基礎控除額（33 万円）を超えない世帯
5 割軽減	基礎控除額（33 万円）+ 24.5 万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯
2 割軽減	基礎控除額（33 万円）+ 35 万円 × 世帯の被保険者数を超えない世帯

○新たに保険料を負担することとなる人（被用者保険の被扶養者）の保険料について

これまで、被用者保険（社会保険など）の被扶養者として保険料を納める必要のなかった人については、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから 2 年間は、保険料の均等割額が 5 割軽減されます。

○保険料収納は、年金からの天引き（特別徴収）と個別に納める（普通徴収）があります。

年金が年額 18 万円以上の人	年金から天引き（特別徴収）
年金が年額 18 万円未満の人	
介護保険料と後期高齢者保険料を合わせた保険料額が年金額の 2 分の 1 を超える場合	個別に納めます（普通徴収）

【問い合わせ】 市国保介護課 ☎ 0994-43-2111 内線 3162・3198